

社会福祉法人渋川市社会福祉協議会 定款施行細則

(平成30年3月9日制定)

(目的)

**第1条** 社会福祉法人渋川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第50条の規定により、必要な事項を定めるものとする。

2 本会の運営及び業務の施行に関しては、法令、定款及び諸規程に定めるもののほか、この細則によるものとする。

(理事会の決議事項)

**第2条** 理事会の決議事項は、定款第28条に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 社会福祉事業、公益事業及び収益事業に係わる許認可、その他法令に定める所轄庁の許認可を受けなければならない事項
- (2) 本会の運営に関する規程の制定及び改廃
- (3) 評議員会に提出する議案
- (4) 基本財産以外の固定資産の取得及び処分に関するもので、法人運営に重大な影響がある事項
- (5) その他、本会の運営及び業務に重大な影響がある事項

(理事会への報告事項)

**第3条** 会長は、自ら専決した事項のうち役員から報告を求められたときは、理事会に報告するものとする。

(事務の専決)

**第4条** 定款第28条の規定に基づき、会長が専決することができる本会の業務については、次に掲げるものとする。

- (1) 本会が経営する、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所及び老人通所介護事業所に関する運営規程の一部変更に関すること
- (2) 職員の人事に関すること。ただし、事務局長及び重要な職員の人事は除く
- (3) 工事請負及び物品納入等の契約に関すること
- (4) 寄附の受け入れに関すること。ただし、本会の運営に重大な影響があるものを除く
- (5) 本会の情報の開示に関すること
- (6) 予算の流用及び予備費の充用に関すること
- (7) その他、本会諸規程において定められた事項

2 常務理事は、定款第21条第4項の規定により前項の業務を分担執行する。

3 会長及び常務理事は、第1項の業務のうち、本会の業務に重要な事項は、理

事会に報告する。

(改廃)

**第5条** この細則の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

**附 則**

この細則は、平成30年3月9日から施行する。